

2019年5月1日の改元および10連休に関する取引の留意点について

天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴い、2019年4月27日から5月6日までが10連休となるほか、同年5月1日に改元が行われます。これらに関して、取引においてご留意いただきたい点を取りまとめましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1. 10連休に伴う取扱い

(1) 窓口の営業について

- 10連休中は信用金庫法の定める休業日となることから、当金庫の営業もお休みとさせていただきます。
- また、連休前後は、窓口が混み合うことが予想されますので、窓口で必要となるお手続きにつきましては、連休前にお早めにお問い合わせください。

(2) 連休中のATM等のご利用について

- 当金庫では連休中も継続的なATMの稼働に努めていく予定ではございますが、連休中に現金が足りなくなり、稼働を停止するATMがある可能性もありますので、連休中に必要な現金につきましては、なるべく連休前にご準備いただきますようお願いいたします。
- また、両替機は稼働いたしませんので、連休中に必要となる硬貨につきましても、連休前のお早目のご準備をお願いいたします。

(3) 連休中の振込等のお取り扱いについて

- 連休中であっても、全国銀行資金決済ネットワークが休日等に提供する「モアタイムシステム」に接続する金融機関同士であれば、原則、振込の即時入金が可能となります。詳細は、振込の際のATM・インターネットバンキング等の画面をご確認ください。
- ATMやインターネットバンキングの限度額を超えるお振込みにつきましては、連休前後は窓口の混雑が予想されますので、連休前にお早めにお手続きください。

(4) 口座引き落とし日、返済日等の変更

- 10連休中に口座振替が予定されている場合、口座からの引落日は翌営業日（5月7日）扱いとなりますので、予め必要な資金を引き落とし口座へご準備ください。

(5) 各種データ、源泉所得税等の早持込みのお願い

- 給与振込や口座振替請求等のデータにつきましては、通常持込を依頼している日付が連休中または連休直後となる場合、大変混み合うことが予想されますので、早めの持込にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 連休前後は、窓口が混み合うことが予想されますので、従業員の給与に係る源泉徴収税や特別徴収住民税の納付にあたっては、早めのお持込みにご協力くださいますようお願い申し上げます。

2. 改元に伴う対応

(1) 手形・小切手の取扱い

- 改元後における「平成」表記の手形・小切手用紙のご利用について
「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（2019年5月1日以降）もご利用いただけます。
「平成」表記の手形・小切手用紙を改元後も使用する際には、「平成」の文字を新元号に修正いただくことが考えられますが、新元号表記への修正や訂正印がない場合でも、金融機関はこれを新元号によるものと読み替えて取り扱うため、不渡りとなることはありません。
- 改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点
改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。なお、新元号発表から改元までの間（2019年4月1日～2019年4月30日）に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも新元号表記に修正いただいてもどちらでも構いません。
- 元年表示について
手形・小切手の新元号の表示方法は、「(新元号) 元年×月×日」、「(新元号) 1年×月×日」のどちらでも差し支えありません。

(2) 各種帳票類に関する取扱い

- 当金庫は、お客様に記入いただく申込書や当金庫が発行する明細等の各種帳票類において、5月1日以降も「平成」の元号を使用している場合があります。当金庫においては、新元号が公表され次第、順次、各種帳票類の差替作業を進めさせていただきますが、状況によっては改元日には間に合わず、5月1日以降も引き続き「平成」表記の帳票をご利用いただくことがございますので予めご了承ください。